

# 不法投棄監視サポーター通信 Vol.17



令和8年3月2日発行 いわき市生活環境部廃棄物対策課 〒970-8686いわき市平字梅本21 ☎0246-22-7439

本市では、後を絶たない廃棄物の不法投棄の撲滅に向け、産業廃棄物適正処理監視指導員（警察OB）や不法投棄監視員（63名）の設置等を行っていますが、これらに加え、「不法投棄監視サポーター」制度により、市民の皆様のボランティアによる監視活動に取り組み、不法投棄の未然防止と早期発見に努めています。

## サポーター登録者数：949名（令和8年1月末現在）

地区	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜	市外	合計
登録者数(人)	477	51	182	49	23	83	27	10	10	12	11	4	6	4	949

### 川部中学校の活動の様子

6月23日（月）に、生徒会と環境整備委員会が中心となって、全校生徒26名及び先生方の参加のもと、3班に分かれて中学校周辺の通学路などの清掃活動を実施しながら、不法投棄防止パトロールを実施していただきました。

清掃活動の実施に先立って行われたはじめの会において、今年度のサポーター登録の更新者及び新規登録者に対し、教頭先生より登録証の交付をしていただきました。



### 磐城桜が丘高校の活動の様子

学校周辺の環境美化活動を兼ねた不法投棄防止パトロールが11月7日（金）に実施され、1年生の各クラスの美化委員2名にボランティア参加者を含めた、合計32名の参加がありました。

本来であれば、昨年と同じ時期にも活動を実施する予定でしたが、当日の天候不良により、残念ながら中止となった経過があり、2年ぶりの実施となりました。



### サポーターの皆様との不法投棄廃棄物の撤去活動の実施

不法投棄をさせない環境づくりの一環として、不法投棄監視サポーター団体の皆様などの御協力のもと、不法投棄廃棄物撤去活動を実施しました。

6月2日（月）には、東北電力ネットワーク株式会社いわき電力センター等の職員や平下高久区の皆様（約40名）とともに、新舞子ハイツ周辺の県道豊間四倉線沿いにおいて、9月26日（金）には、（一社）福島県産業資源循環協会いわき方部地域協議会や大津・富津行政区の皆様（約80名）とともに、勿来市民運動場前の市道井上前・松原線沿いにおいて実施しました。



6月2日（月） 新舞子ハイツ周辺



9月26日（金） 勿来市民運動場周辺

## 地域の不法投棄対策を支援します！

### ① 事業概要

いわき市では、市民の皆様とともに不法投棄問題の解決に向けた取り組みを進め、市内における不法投棄を未然に防止することを目的として、**不法投棄防止のための活動を行う市内の団体等**に対し、**当該活動に必要な資材等の交付**を行う「**不法投棄防止地域活動支援事業**」を実施しています。

### ② 交付する資材等

チェーン、ロープ、立入禁止テープ、鋼管杭、ネット、不法投棄防止啓発看板、ダミー鳥居など、活動に必要な資材を交付します。

### ③ 申し込み方法

所定の交付申込書に必要事項を記入し、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係（市民課保健衛生係又は市民福祉係等）へご提出ください。

交付申込書は、廃棄物対策課又は最寄りの支所の担当係の窓口で配付しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

### ④ 交付の決定

交付申込書に基づき、廃棄物対策課または各支所の職員が活動現場（不法投棄現場など）を確認した上で、資材の交付を決定し、その結果を申込者にお知らせします。

### ⑤ その他

資材の受け渡し方法など、事業の詳細については、廃棄物対策課までお問い合わせください。

なお、当事業は、不法投棄防止の活動を行う**団体を対象としておりますので、個人での申請はできません。**



## 不法投棄監視サポーターを募集中！

### 活動内容・登録要件

市民の皆様が日ごろ、趣味や健康のために行っている散歩やジョギングなどにあわせて、**不法投棄（野外焼却を含む）の監視**を行うことにより、不法投棄等の未然防止と早期発見を図ることで、生活環境の保全を一層推進していくことを目的とした、ボランティア活動です。

※不法投棄監視サポーターには、**帽子、蛍光ベスト**を貸与します。

### 申請資格

- ・18歳以上で市内にお住まいか勤務している方
- ・市内で不法投棄防止のための活動を行う団体

### 登録手続き

廃棄物対策課または各支所にある登録申請書に、必要事項をご記入のうえご提出ください。  
詳しくは廃棄物対策課（22-7439）までお問い合わせください。



こちらのQRコードからも申し込みできます



## 土地所有者・管理者の皆様へ

ある日突然、自分の土地にごみが捨てられていたということはありませんか？  
そのごみは、捨てた者が不明な場合、自分で片付けなくてはなりません。自分の土地を守るのは自分自身です。不法投棄を予防するためには、不法投棄されにくい環境を作ることが大切です。

- ① こまめに草刈りをし、見通しの良いきれいな状態にしておく。
- ② 柵やロープを設置し、出入り口には鍵を掛ける。
- ③ 定期的に見回りをし、監視の目を光らせる。

